様式第八中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第８条」を「中小企業等経営強化法第７条」に改める。

様式第八の二中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

様式第九中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第９条第１項」を「中小企業等経営強化法第８条第１項」に改める。

様式第十中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第１項」を「中小企業等経営強化法第９条第１項」に改める。

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項」を「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第一項」に、「経営革新関連保証及び」を「経営革新関連保証」に改め、「異分野連携新事業分野開拓保証」の下に「及び同条第七項に規定する経営力向上関連保証」を加え、「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第九条中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項」を「中小企業等経営強化法第十六条第一項」に、「経営革新関連保証及び」を「経営革新関連保証」に改め、「異分野連携新事業分野開拓保証」の下に「及び同条第七項に規定する経営力向上関連保証」を加え、「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第十条中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十六条第一項」を「中小企業等経営強化法第三十五条第一項」に改める。

第二十条中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項」を「中小企業等経営強化法第二十一条第二項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第二十一条及び第三十四条第一項」を「）第二十五条、第二十九条及び第四十二条第一項」に改める。

第二十六条第一項第一号中「中小企業新事業活動促進法第十条第二項」を「中小企業等経営強化法第九条第二項」に改め、同項第二号中「中小企業新事業活動促進法第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に、「中小企業者等（次号において「中小企業者等」という。）」を「中小企業者及び組合等」に改め、同項第三号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同条第二項第一号中「中小企業新事業活動促進法第十二条第三項」を「中小企業等経営強化法第十一条第三項」に、同項第二号中「中小企業新事業活動促進法第十二条第一項」を「中小企業等経営強化法第十一条第一項」に改める。

第三十条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四　削除

第三十条第一項第六号中「中小企業新事業活動促進法第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に、「受けた中小企業者等」を「受けた中小企業者及び組合等」に、「この号において「承認中小企業者等」を「承認中小企業者及び組合等」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に、「他の承認中小企業者等」を「他の承認中小企業者及び組合等」に改める。

第三十一条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五及び六　削除

第三十一条第一項第八号中「中小企業新事業活動促進法第九条第一項の承認を受けた中小企業者等（以下この号において「承認中小企業者等」という。）」を「承認中小企業者及び組合等」に、「第十条二項」を「第九条二項」に、「他の承認中小企業者等」を「他の承認中小企業者及び組合等」に改める。

第三十三条第一項中「中小企業新事業活動促進法第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に、「承認中小企業者等」を「承認中小企業者及び組合等」に改める。

（経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　経済産業省関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、「。以下「中小企業新事業活動促進法」という。」を削り、同項第二号イ中「中小企業新事業活動促進法」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号ホ中「中小企業新事業活動促進法第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に、「受けた中小企業者等」を「受けた中小企業者及び組合等」に、「承認中小企業者等」を「承認中小企業者及び組合等」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第二条第一項第二号ホ中「承認中小企業者等」を「承認中小企業者及び組合等」に、「中小企業新事業活動促進法第十条第二項」を「中小企業等経営強化法第九条第二項」に改める。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第五条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省令第八十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、国際相互承認に係る容器保安規則を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

国際相互承認に係る容器保安規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　製造の方法の基準（第三条）
第三章　容器の基準等（第四条・第五条）
第四章　刻印等の方式（第六条）
第五章　容器の表示（第七条・第八条）
第六章　附属品の基準等（第九条―第十三条）
第七章　特別充塡の許可申請（第十四条）
第八章　容器及び附属品の再検査並びに容器検査所（第十五条―第二十九条）
第九章　容器等検査に係る登録
第一節　登録の基準等（第三十条―第四十七条）
第二節　型式承認等（第四十八条―第五十九条）
第十章　帳簿（第六十条）
附則